

旧優生保護法に関する資料の保全、調査に係る補足について

■ 旧優生保護法【昭和 23 年 9 月 11 日施行 平成 8 年 9 月 26 日改正（母体保護法）】

- ・「不良な子孫の出生防止」「母体の生命健康の保護」を目的に不妊手術や人工妊娠中絶を認めた法律。
 - ・多くの不妊手術は本人の同意に基づいて手術が実施された。しかしながら本人の同意がなくとも、遺伝性疾患などで公益上必要がある場合、医師の申請に基づき都道府県優生保護審査会において決定の上、不妊手術を実施した。（同法第 4 条及び第 12 条）
 - ・平成 8 年に優生思想を削除し、母体保護法に改正された。
- （大阪府の状況）
- ・統計資料により強制不妊手術は少なくとも 619 人実施されていた。（昭和 23 年から昭和 55 年まで）
 - ・昭和 55 年に実施されたものが最後で以後実績なし。

■ 対象医療機関

病院、診療所（※）

※不妊手術は、産婦人科、泌尿器科などで実施したと考えられますが、対象となる疾患を考慮し、歯科を除く全診療科を対象として発送しました。

■ 対象となる文書の例

診療録、厚生省・大阪府からの通知文書など現時点で保有する資料

■ 資料の保全及び調査について

資料の保全：昭和 23 年から平成 8 年（旧優生保護法に関する資料全般）

調査：昭和 23 年から昭和 55 年まで（強制不妊手術に関して個人を特定できる資料）

※府において強制不妊手術が実施されていた年は別添の「衛生年報」を参照

■ 資料の取扱いについて

同意なく強制不妊手術を受けられた方の速やかな救済措置等を支援する目的で御協力をお願いしております。今回の調査は「個人を特定する資料」（カルテ等）が保有されている場合に限り、市に御連絡いただくものであり、御協力いただいた医療機関名・個人名について公表することはありません。